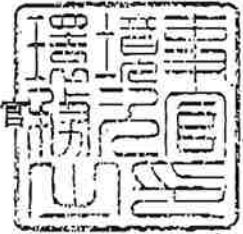


環境対発第100331002号
平成22年3月31日

各都道府県知事 殿

環境事務次官



循環型社会形成推進交付金交付要綱について

標記交付金の交付については、平成17年4月11日付環境対発第050411001号環境事務次官通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成22年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、平成21年度以前に交付された交付金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。